



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和5年11月

【インボイスに関してお知らせ】

2023年10月1日(日)から施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関しまして、下記のとおりお知らせいたします。

・適格請求書発行事業者登録番号 社会保険労務士法人コンパス

T9350005005785

・請求書への記載対応 当法人の請求書につきましては、インボイスに対応したものを作成・データ保存しております。従前通り、原則として毎月郵送はしておりませんので、決算期等で必要な場合に必要期間をご連絡ください。

(連絡先) 社労士法人コンパス 立山知恵 (ﾀﾏ ﾂｲ)

「年収の壁」への当面の対応・支援強化パッケージの詳細が発表されました

厚生労働省は、労働者が社会保険料の負担による手取り収入の減少を避けるために就業調整をする、いわゆる「年収の壁」問題への当面の対策として、支援強化パッケージの詳細を発表しました。また、日本年金機構より、Q&A も発表されております。

◆ 106万円の壁への対応

・キャリアアップ助成金のコースの新設

⇒短時間労働者を新たに被保険者とする際に、労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主は、一定期間助成（労働者1人当たり最大50万円）を受けることができます。

⇒助成対象の取組みには、賃上げや所定労働時間の延長のほか、保険料負担に伴う手取り収入の減少分に相当する手当（**社会保険適用促進手当**）の支給も含まれます。（注）全く同じ名称で作成する必要があります。（Q3-9）

⇒社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外（注）ただし、104千円以下の従業員のみ（Q2-5）

⇒事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給できます。また、労使双方の保険料負担を軽減する観点から、社会保険適用促進手当については、労働者負担分の保険料相当額を上限として、**最大2年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しません。**

⇒**【手続概要】**この届出は、被保険者が同時に複数（2カ所以上）の適用事業所に使用される場合に、事実発生から10日以内に被保険者が届出を行い、主たる事業所を選択するものです。

◆ 130万円の壁への対応

・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

⇒直近の年間収入が、被扶養者の認定の要件である130万円を超える見込みとなった場合、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等に加え

【図】複雑化している配偶者への「収入の壁」

年収	所得税	社保扶養	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円未満	かからない	○	対象 38万	—
103万円以上	かかる	○	—	対象 38万 (150万円超 ～201万円まで 少しずつ減少)
106万円以上		原則○		
130万円以上				
150万円以下				
201万円超		×		なし

て、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、直ちに被扶養者認定を取り消されることはなく、総合的に将来収入の見込み額から判断し、迅速な認定を受けることができます。た

だし、この措置はあくまで「一時的な収入の増加」に限られ「雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。」(Q3-6)

※また、配偶者からの求めに応じて、「一時的な収入である旨の事業主の証明」を発行する必要が出てきます。

⇒様式は日本年金機構 HP にて公開されております。

◆ 配偶者手当への対応

・企業の配偶者手当の見直し促進

⇒令和6年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で、中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。また、各地域で開催されるセミナーで説明、中小企業団体等を通じての周知活動を行います。

【注意】マイナンバーカードの保険証利用について

先日、マイナンバーカードを保険証利用したところ、病院の窓口で、「マイナンバーと保険証情報が一致しない」という理由で利用できないケースがございました。お調べしたところ、社会保険手続き時にマイナンバー登録をしなかった場合などで、マイナンバーと健康保険との紐づけができていない場合があるようです。特に、「お子さまが出生した場合」などは、すぐに保険証発行ができるよう住民票の添付にて済ませている場合が多いですので、マイナンバーが分かり次第当法人までご連絡ください。

【助成金】令和5年度くるみん助成金についてのご案内

今回はくるみん助成金（以下 本助成金という）についてご説明いたします。

本助成金は、従業員に対する育児休業取得などの取組みを促進するなど、子供・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主を支援することで仕事と子育ての両立に資することを目的としている助成金です。本助成金を申請するには、いくつかの条件が御座います。

【条件】

- ① くるみん認定
- ② くるみんプラス認定
- ③ プラチナくるみん認定
- ④ プラチナくるみんプラス認定

上記のいずれかの認定取得をしなければなりません。

【注】本助成金の条件となっている「くるみん認定」は取得をするまでに、一般事業主行動計画（2年～5年）を達成する必要があり、**少なくとも2年以上の期間を要します**のでご注意ください。

それに加え、事業主拠出金を納付している一般事業主であることと、中小事業主（常時雇用する労働者数300人以下）であることが条件に挙げられます。

【**雇用環境の整備措置**】 下記の内容の取組みを行う必要があります。

1. 労働者の育児休業等の取組みを促進するための取組み
2. 労働者の子育てを支援するための取組み
3. 労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図る為の取組
4. その他の労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるように必要な取組

【**助成対象となる経費**】 下記のものが対象となる経費です。

・職員給与・各種手当・社会保険料事業主負担金・厚生費など（役員報酬を除く）・諸謝金・備品費（単価50万円以上の備品を除く）・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・光熱水料・借料及び損料・会議費・賃金・雑役務費及び委託料

【助成額】

助成額は **50万円を上限**に審査により助成額を確定します。

以上となります。各詳細につきましては、当法人まで一度お問い合わせ頂けると幸いです。